

条例議案の概要

—平成27年10月定例会—

目 次

議案第 86 号	盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例 について	1
議案第 87 号	盛岡市市税条例の一部を改正する条例について	6
議案第 88 号	盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程の一 部を改正する条例について	11
議案第 89 号	盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例の一部を改正する条例について	13
議案第 90 号	盛岡市運動公園条例の一部を改正する条例について	16
議案第 91 号	盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	21

議案第 86 号

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

常勤の特別職の職員のうち市長及び副市長の退職手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

区 分	退職手当の額	改定案
市 長	給料月額×在職月数×70/100	給料月額×在職月数×58/100
副市長	給料月額×在職月数×40/100	給料月額×在職月数×33/100

3 施行期日

公布の日

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 略 平成27年10月●日条例第●号 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「常勤の特別職の職員」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する市長、副市長及び職見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)附則第2条第5項本文の規定によりなおその効力を有するとされる同法の規定により選任された区長、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定により任命された教育長、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により選任された固定資産評価員並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の規定により任命された地方公営企業の管理者をいう。 (給与の種類)</p> <p>第3条 常勤の特別職の職員の給与は、給料、通勤手当、期末手当、寒冷地手当及び退職手当とする。 2 医師である地方公営企業の管理者には、前項の給与のほか、給料の調整額及び地域手当を支給する。 (給料月額)</p> <p>第4条 常勤の特別職の職員の給料月額は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料月額			<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 略</p> <p>盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「常勤の特別職の職員」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する市長、副市長及び職見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)附則第2条第5項本文の規定によりなおその効力を有するとされる同法の規定により選任された区長、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定により任命された教育長、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により選任された固定資産評価員並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の規定により任命された地方公営企業の管理者をいう。 (給与の種類)</p> <p>第3条 常勤の特別職の職員の給与は、給料、通勤手当、期末手当、寒冷地手当及び退職手当とする。 2 医師である地方公営企業の管理者には、前項の給与のほか、給料の調整額及び地域手当を支給する。 (給料月額)</p> <p>第4条 常勤の特別職の職員の給料月額は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料月額		
区分	給料月額								
区分	給料月額								

改正後	改正前																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">市長</td> <td style="width: 70%;">1,138,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>882,000円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>569,000円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>区長</td> <td>663,300円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>721,000円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価員</td> <td>569,000円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>地方公営企業の管理者</td> <td>721,000円以内で市長が定める額</td> </tr> </table> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「100分の135」とあるのは「100分の155」とする。 (退職手当)</p> <p>第6条 常勤の特別職の職員がその職を退職(その者について定められている当該任期が満了した場合(監査委員にあつては、後任者が選任されるまでの間その職務を行つたときは、その職務を行うことがなくなつたとき。)を含む。以下同じ。)した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し、退職手当を支給する。</p> <p>第7条 常勤の特別職の職員に支給する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>100分の58</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>100分の33</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>区長</td> <td>100分の20</td> </tr> </tbody> </table>	市長	1,138,000円	副市長	882,000円以内で市長が定める額	監査委員	569,000円以内で市長が定める額	区長	663,300円以内で市長が定める額	教育長	721,000円以内で市長が定める額	固定資産評価員	569,000円以内で市長が定める額	地方公営企業の管理者	721,000円以内で市長が定める額	区分	割合	市長	100分の58	副市長	100分の33	監査委員	100分の20	区長	100分の20	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">市長</td> <td style="width: 70%;">1,138,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>882,000円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>569,000円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>区長</td> <td>663,300円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>721,000円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価員</td> <td>569,000円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>地方公営企業の管理者</td> <td>721,000円以内で市長が定める額</td> </tr> </table> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「100分の135」とあるのは「100分の155」とする。 (退職手当)</p> <p>第6条 常勤の特別職の職員がその職を退職(その者について定められている当該任期が満了した場合(監査委員にあつては、後任者が選任されるまでの間その職務を行つたときは、その職務を行うことがなくなつたとき。)を含む。以下同じ。)した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し、退職手当を支給する。</p> <p>第7条 常勤の特別職の職員に支給する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>100分の70</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>100分の40</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>区長</td> <td>100分の20</td> </tr> </tbody> </table>	市長	1,138,000円	副市長	882,000円以内で市長が定める額	監査委員	569,000円以内で市長が定める額	区長	663,300円以内で市長が定める額	教育長	721,000円以内で市長が定める額	固定資産評価員	569,000円以内で市長が定める額	地方公営企業の管理者	721,000円以内で市長が定める額	区分	割合	市長	100分の70	副市長	100分の40	監査委員	100分の20	区長	100分の20
市長	1,138,000円																																																
副市長	882,000円以内で市長が定める額																																																
監査委員	569,000円以内で市長が定める額																																																
区長	663,300円以内で市長が定める額																																																
教育長	721,000円以内で市長が定める額																																																
固定資産評価員	569,000円以内で市長が定める額																																																
地方公営企業の管理者	721,000円以内で市長が定める額																																																
区分	割合																																																
市長	100分の58																																																
副市長	100分の33																																																
監査委員	100分の20																																																
区長	100分の20																																																
市長	1,138,000円																																																
副市長	882,000円以内で市長が定める額																																																
監査委員	569,000円以内で市長が定める額																																																
区長	663,300円以内で市長が定める額																																																
教育長	721,000円以内で市長が定める額																																																
固定資産評価員	569,000円以内で市長が定める額																																																
地方公営企業の管理者	721,000円以内で市長が定める額																																																
区分	割合																																																
市長	100分の70																																																
副市長	100分の40																																																
監査委員	100分の20																																																
区長	100分の20																																																

改正後		改正前	
教育長	100分の25	教育長	100分の25
固定資産評価員	100分の20	固定資産評価員	100分の20
地方公営企業の管理者	100分の25	地方公営企業の管理者	100分の25
2 常勤の特別職の職員が死亡により退職した場合における退職手当の額は、前項の規定によって計算して得た額に、退職の日におけるその者の給料月額に100分の400を乗じて得た額を加算した額とする。		2 常勤の特別職の職員が死亡により退職した場合における退職手当の額は、前項の規定によって計算して得た額に、退職の日におけるその者の給料月額に100分の400を乗じて得た額を加算した額とする。	
第8条 前条第1項の在職月数は、暦に従って計算するものとする。		第8条 前条第1項の在職月数は、暦に従って計算するものとする。	
2 前項の規定による在職月数の計算の基礎となる在職期間には、退職の日の属する任期前の常勤の特別職の職員としての在職期間を含まないものとする。 (給料の調整額等)		2 前項の規定による在職月数の計算の基礎となる在職期間には、退職の日の属する任期前の常勤の特別職の職員としての在職期間を含まないものとする。 (給料の調整額等)	
第9条 第3条第2項の給料の調整額及び地域手当の月額は、次のとおりとする。		第9条 第3条第2項の給料の調整額及び地域手当の月額は、次のとおりとする。	
(1) 給料の調整額 給料月額以内で市長が定める額		(1) 給料の調整額 給料月額以内で市長が定める額	
(2) 地域手当 給料月額及び前号の給料の調整額の合計額に100分の15を乗じて得た額 (その他の給与等)		(2) 地域手当 給料月額及び前号の給料の調整額の合計額に100分の15を乗じて得た額 (その他の給与等)	
第10条 この条例に定めるもののほか、給与の額及び支給方法については、盛岡市職員給与支給条例の適用を受ける職員の例による。		第10条 この条例に定めるもののほか、給与の額及び支給方法については、盛岡市職員給与支給条例の適用を受ける職員の例による。	
附則		附則	
1 この条例は、公布の日から施行し、昭和26年1月1日にさかのぼってこれを適用する。		1 この条例は、公布の日から施行し、昭和26年1月1日にさかのぼってこれを適用する。	
2 昭和25年12月13日公布盛岡市条例第35号固定資産評価員に対する給与等支給条例はこれを廃止する。		2 昭和25年12月13日公布盛岡市条例第35号固定資産評価員に対する給与等支給条例はこれを廃止する。	
3 国又は他の地方公共団体の一般職の職員（以下「国等の職員」という。）が引き続いて副市長となった場合におけるその者の国等の職員としての在職期間は、第8条第2項の規定にかかわらず、その者が盛岡市職員給与支給条例の適用を受ける職員となった場合における国等の職員としての在職		3 国又は他の地方公共団体の一般職の職員（以下「国等の職員」という。）が引き続いて副市長となった場合におけるその者の国等の職員としての在職期間は、第8条第2項の規定にかかわらず、その者が盛岡市職員給与支給条例の適用を受ける職員となった場合における国等の職員としての在職	

改正後	改正前
期間の通算の例により、副市長としての在職期間に通算する。	期間の通算の例により、副市長としての在職期間に通算する。
4 前項に規定する者の退職手当の額は、副市長としての在職期間（同項の規定により通算される国等の職員としての在職期間を除く。）についてこの条例により計算して得た額と、同項の規定により通算される国等の職員としての在職期間について盛岡市職員給与支給条例の適用を受ける職員の例により計算して得た額との合計額とする。ただし、その額が国等の職員として引き続いて在職したもとして計算した場合の退職手当の額（以下「国等の職員の退職手当の額」という。）より少ないときは、国等の職員の退職手当の額をその者に支給すべき退職手当の額とする。	4 前項に規定する者の退職手当の額は、副市長としての在職期間（同項の規定により通算される国等の職員としての在職期間を除く。）についてこの条例により計算して得た額と、同項の規定により通算される国等の職員としての在職期間について盛岡市職員給与支給条例の適用を受ける職員の例により計算して得た額との合計額とする。ただし、その額が国等の職員として引き続いて在職したもとして計算した場合の退職手当の額（以下「国等の職員の退職手当の額」という。）より少ないときは、国等の職員の退職手当の額をその者に支給すべき退職手当の額とする。
5 前項本文の場合において、国等の職員としての在職期間に係る退職手当の額の計算の基礎となる給料月額は、副市長となつた日の前日の俸給月額又は給料月額とする。	5 前項本文の場合において、国等の職員としての在職期間に係る退職手当の額の計算の基礎となる給料月額は、副市長となつた日の前日の俸給月額又は給料月額とする。
6 附則第4項ただし書の規定による退職手当の額の計算の基礎となる給料月額は、その者が国等の職員として引き続いて勤務したもとして国等の職員の給与に関する規定を適用した場合に得られる退職の日における俸給月額又は給料月額とする。	6 附則第4項ただし書の規定による退職手当の額の計算の基礎となる給料月額は、その者が国等の職員として引き続いて勤務したもとして国等の職員の給与に関する規定を適用した場合に得られる退職の日における俸給月額又は給料月額とする。
7 附則第3項に規定する者が、引き続いて国家公務員となつたとき又は引き続いて他の地方公共団体の地方公務員となつた場合においてその者の副市長としての在職期間を当該他の地方公共団体の退職手当に関する規定によりその者の当該地方公務員としての在職期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。	7 附則第3項に規定する者が、引き続いて国家公務員となつたとき又は引き続いて他の地方公共団体の地方公務員となつた場合においてその者の副市長としての在職期間を当該他の地方公共団体の退職手当に関する規定によりその者の当該地方公務員としての在職期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
8 平成10年3月に支給する期末手当に係る第5条の適用については、同条の規定によりその例によることとされる盛岡市職員給与支給条例の一部を改正する条例（平成9年条例第35号）による改正後の盛岡市職員給与支給条例第33条の4第2項中「100分の55」とあるのは、「100分の50」とする。	8 平成10年3月に支給する期末手当に係る第5条の適用については、同条の規定によりその例によることとされる盛岡市職員給与支給条例の一部を改正する条例（平成9年条例第35号）による改正後の盛岡市職員給与支給条例第33条の4第2項中「100分の55」とあるのは、「100分の50」とする。
9 市長の給料は、平成13年1月1日から同年3月31日までの間、第4条の規定にかかわらず、月額84万円とする。	9 市長の給料は、平成13年1月1日から同年3月31日までの間、第4条の規定にかかわらず、月額84万円とする。
10 市長の給料は、平成15年1月1日から同年3月31日までの間、第4条の	10 市長の給料は、平成15年1月1日から同年3月31日までの間、第4条の

改正後	改正前
<p>「100分の25」とあるのは「100分の22」とする。</p> <p>29 市長の給料は、平成24年10月1日から同年12月31日までの間、第4条及び附則第26項の規定にかかわらず、月額86万4,000円とする。</p> <p>30 市長の給料は、平成25年1月1日から同月31日までの間、第4条及び附則第26項の規定にかかわらず、月額86万4,000円とする。</p> <p>31 平成25年7月から平成26年3月までの間における第4条に規定する給料月額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。ただし、第3条第1項に規定する給与（給料を除く。）及び同条第2項に規定する地域手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第4条の規定に基づき定められる額とする。</p> <p><u>附 則 略</u></p> <p><u>附 則 (平成27年条例第 号)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>「100分の25」とあるのは「100分の22」とする。</p> <p>29 市長の給料は、平成24年10月1日から同年12月31日までの間、第4条及び附則第26項の規定にかかわらず、月額86万4,000円とする。</p> <p>30 市長の給料は、平成25年1月1日から同月31日までの間、第4条及び附則第26項の規定にかかわらず、月額86万4,000円とする。</p> <p>31 平成25年7月から平成26年3月までの間における第4条に規定する給料月額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。ただし、第3条第1項に規定する給与（給料を除く。）及び同条第2項に規定する地域手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第4条の規定に基づき定められる額とする。</p>

議案第 87 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、徴収の猶予、換価の猶予等に係る徴収金の分割納付及び分割納入の方法等を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 徴収金の分割納付又は分割納入の方法

ア 徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割納付又は分割納入をさせる場合においては、当該分割納付の各納付期限又は当該分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を定めるものとし、その旨及び当該分割納付の各納付期限等を当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならないものとする。（第12条の2第1項及び第3項関係）

イ 徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると市長が認めた場合においては、アにより定めた分割納付の各納付期限ごとの納付金額等を変更することができるものとし、その旨及びその変更後の各納付期限等を当該変更を受けた者に通知しなければならないものとする。（第12条の2第2項及び第4項関係）

ウ 職権による換価の猶予若しくは換価の猶予期間の延長又は申請による換価の猶予若しくは換価の猶予期間の延長に係る徴収金を分割納付又は分割納入をさせる場合においては、ア及びイを準用するものとする。（第12条の4第1項及び第12条の5第2項関係）

(2) 徴収金の分割納付又は分割納入の手續に係る必要な書類等

ア 徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長

(7) 徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る申請書に記載する事項及び添付する書類を定める。（第12条の3第1項から第6項までの規定関係）

(4) 徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る申請書又は添付する書類の不備の訂正を求めた通知を受けた場合における訂正期限を、当該通知を受けた日から20日とする。（第12条の3第7項関係）

イ 職権による換価の猶予及び換価の猶予期間の延長

職権による換価の猶予又は換価の猶予期間の延長をする場合において、滞納者に対して提出を求めることができる書類を定める。(第12条の4第2項関係)

ウ 申請による換価の猶予及び換価の猶予期間の延長

(7) 換価の猶予又は換価の猶予期間の延長に係る申請期限を、徴収金の納期限から6月とする。(第12条の5第1項関係)

(4) 換価の猶予又は換価の猶予期間の延長に係る申請書に記載する事項及び添付する書類を定める。(第12条の5第3項、第4項及び第5項関係)

(9) 換価の猶予又は換価の猶予期間の延長に係る申請書又は添付する書類の不備の訂正を求める通知を受けた場合における訂正期限を、当該通知を受けた日から20日とする。(第12条の5第6項関係)

(3) 担保の徴取の特例

徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする際に担保を徴する必要がない場合を、猶予に係る金額が50万円以下である場合、猶予に係る期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。(第12条の6関係)

3 施行期日

平成28年4月1日

改正後	改正前（平成28年4月1日時点（盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第25号）施行後））
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 平成27年10月 日条例第86号</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第12条まで 略 <u>（徴収の猶予等に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）</u></p> <p>第12条の2 市長は、<u>法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第3項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付の各納付期限又は当該分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。</u></p> <p>2 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付の各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限ごとの納入金額を変更することができる。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。</p> <p>4 市長は、第2項の規定により分割納付の各納付期限ごとの納付金額又は</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第12条まで 略</p>

改正後	改正前（平成28年4月1日時点（盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第25号）施行後））
<p>分割納入の各納入期限ごとの納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。</p> <p><u>（徴収の猶予の申請手続等）</u></p> <p>第12条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実及びその事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</p> <p>(2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額</p> <p>(3) 前号の金額のうち猶予を受けようとする金額</p> <p>(4) 猶予を受けようとする期間</p> <p>(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うか否かの別 <u>（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を含む。）</u></p> <p>(6) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、額、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に關し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）</p> <p>2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類</p> <p>(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類</p> <p>(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の裏綴並びに同日</p>	

改正後	改正前（平成28年4月1日時点（盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第25号）施行後））
<p>以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</p> <p>(4) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、<u>地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類</u>その他担保の提供に関し必要となる書類</p> <p>3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</p> <p>(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項</p> <p>4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</p> <p>5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 猶予を受けた期間の延長を受けようとする徴収金の年度、額額、納期限及び金額</p> <p>(2) 猶予を受けた期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由</p> <p>(3) 猶予を受けた期間の延長を受けようとする期間</p> <p>(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項</p> <p>6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。</p> <p>7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。 (税額による換価の猶予の手続等)</p> <p>第12条の4 第12条の2第1項から第4項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</p> <p>2 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次</p>	

改正後	改正前（平成28年4月1日時点（盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第25号）施行後））
<p>に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類</p> <p>(2) 分割納付又は分割納入させるために市長が特に必要があると認めた書類 (申請による換価の猶予の申請手続等)</p> <p>第12条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。</p> <p>2 第12条の2第1項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</p> <p>3 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細</p> <p>(2) 第12条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項</p> <p>(3) 分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額</p> <p>4 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第12条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</p> <p>5 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 第12条の3第1項第6号に掲げる事項</p> <p>(2) 第12条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項</p> <p>(3) 第3項第3号に掲げる事項</p> <p>6 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。 (担保を徴する必要がない場合)</p>	

改正後	改正前（平成28年4月1日時点（盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第25号）施行後））
<p>第12条の6 <u>法第16条第1項に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が50万円以下である場合、猶予に係る期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。</u></p> <p>第13条から第25条まで 略 (市民税の納税義務者等)</p> <p>第26条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によつて、第5号の者に対しては法人税割額によつて課する。</p> <p>(1) 市の区域内に住所を有する個人 (2) 市の区域内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市の区域内に住所を有しない者 (3) 市の区域内に事務所又は事業所を有する法人 (4) 市の区域内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）を有する法人で市の区域内に事務所又は事業所を有しないもの (5) 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもつて、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>旅行令</u> <u>第47条</u>に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したも</p>	<p>第13条から第25条まで 略 (市民税の納税義務者等)</p> <p>第26条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によつて、第5号の者に対しては法人税割額によつて課する。</p> <p>(1) 市の区域内に住所を有する個人 (2) 市の区域内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市の区域内に住所を有しない者 (3) 市の区域内に事務所又は事業所を有する法人 (4) 市の区域内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）を有する法人で市の区域内に事務所又は事業所を有しないもの (5) 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもつて、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令（昭和25年政令第245号、以下「施行令」という。）</u> <u>第47条</u>に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したも</p>

改正後	改正前（平成28年4月1日時点（盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第25号）施行後））
<p>のを含む。第34条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>第27条から第150条まで 略 附 則 略 <u>附 則（平成27年条例第 号）</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）第12条の2、第12条の3及び第12条の6（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号、以下「改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号、以下「新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>新条例第12条の4及び第12条の6（新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。</u></p> <p>4 <u>新条例第12条の5及び第12条の6（新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。</u></p>	<p>のを含む。第34条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>第27条から第150条まで 略 附 則 略</p>

議案第 88 号

盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業の施行地区に含まれる地域の名称を改めようとするものである。

2 改正の内容

事業の施行地区に含まれる地域の名称から、津志田12地割の一部及び永井15地割の一部を削る。

3 施行期日

公布の日

盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程 平成11年9月30日条例第39号 改正 略 平成27年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程 目次、第1条及び第2条 略 (施行地区に含まれる地域の名称)</p> <p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p> <p><u>三本柳10地割の一部</u></p> <p><u>津志田14地割の一部</u></p> <p><u>津志田15地割の一部</u></p> <p>永井17地割の一部 永井19地割の一部 永井20地割の一部 永井21地割の一部 永井22地割の一部 永井23地割の一部 永井24地割の一部</p> <p>第4条から第26条まで 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号)</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程 平成11年9月30日条例第39号 改正 略</p> <p>盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程 目次、第1条及び第2条 略 (施行地区に含まれる地域の名称)</p> <p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p> <p><u>三本柳10地割の一部</u></p> <p><u>津志田12地割の一部</u></p> <p><u>津志田14地割の一部</u></p> <p><u>津志田15地割の一部</u></p> <p><u>永井15地割の一部</u></p> <p>永井17地割の一部 永井19地割の一部 永井20地割の一部 永井21地割の一部 永井22地割の一部 永井23地割の一部 永井24地割の一部</p> <p>第4条から第26条まで 略 附 則 略</p>

議案第 89 号

盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

保存樹木の指定を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

第8条（地区等の指定）、第9条（標識の設置）及び第10条（行為の届出等）の規定のうち、保存樹木に係る部分を削る。

3 施行期日

公布の日

盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>○盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例 昭和46年12月25日条例第50号 改正 略 平成27年 月 日条例第 号 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例</p> <p>第1条から第7条まで 略 (地区等の指定)</p> <p>第8条 市長は、自然環境等の保全を図るために必要があると認めるときは、次表の右欄に掲げる緑地、庭園、地区又は歴史的建造物をそれぞれ同表の当該左欄に定める地区、庭園又は建造物（以下「地区等」という。）として指定することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">環境保護地区</td> <td>住民の保健及び休養のため又は都市景観上保護することが必要な緑地</td> </tr> <tr> <td>保護庭園</td> <td>環境保護地区の緑地に準ずる機能を有する庭園又は屋敷林</td> </tr> <tr> <td>環境緑化地区</td> <td>道路の沿線又は緑地の少ない地域のうち積極的に修景緑化を図ることが必要な地区</td> </tr> <tr> <td>保存建造物</td> <td>由緒、由来のある建造物又は都市景観上保存することが必要な歴史的建造物</td> </tr> </table> <p>2 市長は、地区等の指定をしようとするときは、盛岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。当該指定の変更又は解除をしようとするときも、同様とする。</p> <p>3 市長は、地区等の指定をするときは、告示しなければならない。当該指定の変更又は解除をするときも、同様とする。 (標識の設置)</p>	環境保護地区	住民の保健及び休養のため又は都市景観上保護することが必要な緑地	保護庭園	環境保護地区の緑地に準ずる機能を有する庭園又は屋敷林	環境緑化地区	道路の沿線又は緑地の少ない地域のうち積極的に修景緑化を図ることが必要な地区	保存建造物	由緒、由来のある建造物又は都市景観上保存することが必要な歴史的建造物	<p>○盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例 昭和46年12月25日条例第50号 改正 略 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例</p> <p>第1条から第7条まで 略 (地区等の指定)</p> <p>第8条 市長は、自然環境等の保全を図るために必要があると認めるときは、次表の右欄に掲げる緑地、庭園、樹木、地区又は歴史的建造物をそれぞれ同表の当該左欄に定める地区、庭園、樹木又は建造物（以下「地区等」という。）として指定することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">環境保護地区</td> <td>住民の保健及び休養のため又は都市景観上保護することが必要な緑地</td> </tr> <tr> <td>保護庭園</td> <td>環境保護地区の緑地に準ずる機能を有する庭園又は屋敷林</td> </tr> <tr> <td>保存樹木</td> <td>由緒、由来のある樹木又は住民に親しまれている樹木</td> </tr> <tr> <td>環境緑化地区</td> <td>道路の沿線又は緑地の少ない地域のうち積極的に修景緑化を図ることが必要な地区</td> </tr> <tr> <td>保存建造物</td> <td>由緒、由来のある建造物又は都市景観上保存することが必要な歴史的建造物</td> </tr> </table> <p>2 市長は、地区等の指定をしようとするときは、盛岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。当該指定の変更又は廃止をしようとするときも、同様とする。</p> <p>3 市長は、地区等の指定をするときは、告示しなければならない。当該指定の変更又は廃止をするときも、同様とする。 (標識の設置)</p>	環境保護地区	住民の保健及び休養のため又は都市景観上保護することが必要な緑地	保護庭園	環境保護地区の緑地に準ずる機能を有する庭園又は屋敷林	保存樹木	由緒、由来のある樹木又は住民に親しまれている樹木	環境緑化地区	道路の沿線又は緑地の少ない地域のうち積極的に修景緑化を図ることが必要な地区	保存建造物	由緒、由来のある建造物又は都市景観上保存することが必要な歴史的建造物
環境保護地区	住民の保健及び休養のため又は都市景観上保護することが必要な緑地																		
保護庭園	環境保護地区の緑地に準ずる機能を有する庭園又は屋敷林																		
環境緑化地区	道路の沿線又は緑地の少ない地域のうち積極的に修景緑化を図ることが必要な地区																		
保存建造物	由緒、由来のある建造物又は都市景観上保存することが必要な歴史的建造物																		
環境保護地区	住民の保健及び休養のため又は都市景観上保護することが必要な緑地																		
保護庭園	環境保護地区の緑地に準ずる機能を有する庭園又は屋敷林																		
保存樹木	由緒、由来のある樹木又は住民に親しまれている樹木																		
環境緑化地区	道路の沿線又は緑地の少ない地域のうち積極的に修景緑化を図ることが必要な地区																		
保存建造物	由緒、由来のある建造物又は都市景観上保存することが必要な歴史的建造物																		

改正後	改正前
<p>第9条 市長は、地区等の指定をしたときは、当該地区等 _____ に当該地区等である旨を表示した標識を設けるものとする。</p> <p>2 何人も、前項の規定により設けられた標識を市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。 (行為の届出等)</p> <p>第10条 環境保護地区の区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者、保護庭園 _____ に関してその現状を変更し、又はその保護 _____ に影響を及ぼす行為をしようとする者及び保存建造物に関して新築、増築、改築、移転又は撤去をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は移転 (2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更 (3) 木竹の伐採 (4) 土石類の採取</p> <p>2 国若しくは他の地方公共団体又は公共的目的を有する法人で規則で定めるものが行う前項に掲げる行為については、同項の規定は適用しない。この場合において、これらの者は、その行為をしようとするときは、あらかじめ市長に通知しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の届出があつた場合において、地区等の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。 (適用除外)</p> <p>第11条 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるものについては、前条の規定は適用しない。 (援助)</p> <p>第12条 市長は、自然環境等の保全に資するため必要があると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付その他の援助をすることができる。</p>	<p>第9条 市長は、地区等の指定をしたときは、当該地区等 <u>(保存樹木の場合にあつては、当該樹木の生育地とする。)</u> に当該地区等である旨を表示した標識を設けるものとする。</p> <p>2 何人も、前項の規定により設けられた標識を市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。 (行為の届出等)</p> <p>第10条 環境保護地区の区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者、保護庭園又は保存樹木に関してその現状を変更し、若しくはその保護若しくは保存に影響を及ぼす行為をしようとする者及び保存建造物に関して新築、増築、改築、移転又は撤去をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は移転 (2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更 (3) 木竹の伐採 (4) 土石類の採取</p> <p>2 国若しくは他の地方公共団体又は公共的目的を有する法人で規則で定めるものが行う前項に掲げる行為については、同項の規定は適用しない。この場合において、これらの者は、その行為をしようとするときは、あらかじめ市長に通知しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の届出があつた場合において、地区等の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。 (適用除外)</p> <p>第11条 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるものについては、前条の規定は適用しない。 (援助)</p> <p>第12条 市長は、自然環境等の保全に資するため必要があると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付その他の援助をすることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(委任) 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>(罰則) 第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、科料に処する。 (1) 第9条第2項の規定に違反した者 (2) 第10条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の科料を科する。</p> <p>附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号)</p> <p>1. この条例は、公布の日から施行する。 2. この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>(委任) 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>(罰則) 第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、科料に処する。 (1) 第9条第2項の規定に違反した者 (2) 第10条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の科料を科する。</p> <p>附 則 略</p>

議案第 90 号

盛岡市運動公園条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市浜民運動公園のテニスコートを廃止しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 第3条（開設期間及び使用時間）からテニスコートに係る部分を削る。
- (2) 別表第1からテニスコートの使用料に係る部分を削る。

3 施行期日

公布の日

盛岡市運動公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																										
<p>○盛岡市運動公園条例 平成17年12月26日条例第118号 改正 略 平成27年10月 日条例第 号</p> <p>盛岡市運動公園条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 運動公園を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市浪民運動公園</td> <td>盛岡市玉山区川崎字川崎1番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開設期間及び使用時間)</p> <p>第3条 運動公園のうち野球場、陸上競技場、総合体育館、屋内相換場及びB&G海洋センタープール(以下「有料公園施設」という。)の開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄及び右欄に定めるとおとする。ただし、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))が管理する運動公園にあつては、指定管理者。以下次条、第6条から第8条まで及び第11条から第13条までにおいて同じ。)が特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>開設期間</th> <th>使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球場、陸上競技場、総合体育館及び屋内相換場</td> <td>通年</td> <td>午前8時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>B&G海洋センタープール</td> <td>6月1日から9月30日まで</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市浪民運動公園	盛岡市玉山区川崎字川崎1番地1	区分	開設期間	使用時間	野球場、陸上競技場、総合体育館及び屋内相換場	通年	午前8時から午後9時まで	B&G海洋センタープール	6月1日から9月30日まで	午前9時から午後9時まで	<p>○盛岡市運動公園条例 平成17年12月26日条例第118号 改正 略</p> <p>盛岡市運動公園条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 運動公園を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市浪民運動公園</td> <td>盛岡市玉山区川崎字川崎1番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開設期間及び使用時間)</p> <p>第3条 運動公園のうち野球場、陸上競技場、テニスコート、総合体育館、屋内相換場及びB&G海洋センタープール(以下「有料公園施設」という。)の開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄及び右欄に定めるとおとする。ただし、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))が管理する運動公園にあつては、指定管理者。以下次条、第6条から第8条まで及び第11条から第13条までにおいて同じ。)が特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>開設期間</th> <th>使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球場、陸上競技場、テニスコート、総合体育館及び屋内相換場</td> <td>通年</td> <td>午前8時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>B&G海洋センタープール</td> <td>6月1日から9月30日まで</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市浪民運動公園	盛岡市玉山区川崎字川崎1番地1	区分	開設期間	使用時間	野球場、陸上競技場、テニスコート、総合体育館及び屋内相換場	通年	午前8時から午後9時まで	B&G海洋センタープール	6月1日から9月30日まで	午前9時から午後9時まで
名称	位置																										
盛岡市浪民運動公園	盛岡市玉山区川崎字川崎1番地1																										
区分	開設期間	使用時間																									
野球場、陸上競技場、総合体育館及び屋内相換場	通年	午前8時から午後9時まで																									
B&G海洋センタープール	6月1日から9月30日まで	午前9時から午後9時まで																									
名称	位置																										
盛岡市浪民運動公園	盛岡市玉山区川崎字川崎1番地1																										
区分	開設期間	使用時間																									
野球場、陸上競技場、テニスコート、総合体育館及び屋内相換場	通年	午前8時から午後9時まで																									
B&G海洋センタープール	6月1日から9月30日まで	午前9時から午後9時まで																									

改正後	改正前																																																		
<p>(休場日等)</p> <p>第4条 有料公園施設の休場日及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開場し、若しくは開館し、又はこれら以外の日に臨時に休場し、若しくは休館することができる。</p> <p>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日当たるときは、その翌日)</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>第5条から第8条まで 略 (使用料)</p> <p>第9条 第6条第1項の許可を受けた者から別表第1、第7条第1項の許可を受けた者から別表第2に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、有料公園施設の附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>3 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第10条から第21条まで 略</p> <p>附 則 略 附 則(平成27年条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>別表第1(第9条関係)</p> <p>(1) 野球場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="2">土曜日及び休日</th> <th colspan="2">その他の日</th> </tr> <tr> <th>1時間まで</th> <th>1日まで</th> <th>1時間まで</th> <th>1日まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴収しないアマチュア野球場に使用する者</td> <td>一般</td> <td>520円</td> <td>3,360円</td> <td>310円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>高校生以下</td> <td>260円</td> <td>1,680円</td> <td>150円</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料				土曜日及び休日		その他の日		1時間まで	1日まで	1時間まで	1日まで	料金を徴収しないアマチュア野球場に使用する者	一般	520円	3,360円	310円	2,000円	高校生以下	260円	1,680円	150円	1,000円		<p>(休場日等)</p> <p>第4条 有料公園施設の休場日及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開場し、若しくは開館し、又はこれら以外の日に臨時に休場し、若しくは休館することができる。</p> <p>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日当たるときは、その翌日)</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>第5条から第8条まで 略 (使用料)</p> <p>第9条 第6条第1項の許可を受けた者から別表第1、第7条第1項の許可を受けた者から別表第2に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、有料公園施設の附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>3 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第10条から第21条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表第1(第9条関係)</p> <p>(1) 野球場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="2">土曜日及び休日</th> <th colspan="2">その他の日</th> </tr> <tr> <th>1時間まで</th> <th>1日まで</th> <th>1時間まで</th> <th>1日まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を徴収しないアマチュア野球場に使用する者</td> <td>一般</td> <td>520円</td> <td>3,360円</td> <td>310円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>高校生以下</td> <td>260円</td> <td>1,680円</td> <td>150円</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料				土曜日及び休日		その他の日		1時間まで	1日まで	1時間まで	1日まで	料金を徴収しないアマチュア野球場に使用する者	一般	520円	3,360円	310円	2,000円	高校生以下	260円	1,680円	150円	1,000円	
区分		使用料																																																	
		土曜日及び休日		その他の日																																															
	1時間まで	1日まで	1時間まで	1日まで																																															
料金を徴収しないアマチュア野球場に使用する者	一般	520円	3,360円	310円	2,000円																																														
高校生以下	260円	1,680円	150円	1,000円																																															
区分	使用料																																																		
	土曜日及び休日		その他の日																																																
	1時間まで	1日まで	1時間まで	1日まで																																															
料金を徴収しないアマチュア野球場に使用する者	一般	520円	3,360円	310円	2,000円																																														
高校生以下	260円	1,680円	150円	1,000円																																															

改正後					改正前							
	その他の催しに使用する場合	1,360円	8,730円	1,050円	6,720円		その他の催しに使用する場合	1,360円	8,730円	1,050円	6,720円	
料金を徴収する場合	アマチュア一般	1,680円	10,740円	1,040円	6,720円	料金を徴収する場合	アマチュア一般	1,680円	10,740円	1,040円	6,720円	
	アマチュアに使用する高校生	840円	5,370円	520円	3,360円		アマチュアに使用する生徒以下の者	アマチュアに使用する高校生	840円	5,370円	520円	3,360円
	その他の催しに使用する場合	1日までごとに1日の最高入場料の100人分に相当する額(その額が63,000円に満たない場合は、63,000円)		1日までごとに1日の最高入場料の100人分に相当する額(その額が52,500円に満たない場合は、52,500円)				その他の催しに使用する場合		1日までごとに1日の最高入場料の100人分に相当する額(その額が63,000円に満たない場合は、63,000円)		1日までごとに1日の最高入場料の100人分に相当する額(その額が52,500円に満たない場合は、52,500円)

備考

- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。以下同じ。
- 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。

(2) 陸上競技場

区分	使用料	
	1時間までごとに	1日までごとに
料金を徴収しない場合	310円	2,300円
アマチュア競技に使用する場合	150円	1,150円
アマチュア競技に使用する高校生以下の者		

備考

- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。以下同じ。
- 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。

(2) 陸上競技場

区分	使用料	
	1時間までごとに	1日までごとに
料金を徴収しない場合	310円	2,300円
アマチュア競技に使用する場合	150円	1,150円
アマチュア競技に使用する高校生以下の者		

改正後					改正前					
個人で使用する場合(1人につき)	一般	100円			個人で使用する場合(1人につき)	一般	100円			
	高校生	50円				高校生	50円			
	生徒以下の者					生徒以下の者				
その他の催しに使用する場合		730円		5,400円	その他の催しに使用する場合		730円		5,400円	
料金を徴収する場合	アマチュア一般	880円		6,510円	料金を徴収する場合	アマチュア一般	880円		6,510円	
	アマチュアに使用する高校生	630円		4,660円		アマチュアに使用する生徒以下の者	アマチュアに使用する高校生	630円		4,660円
	その他の催しに使用する場合	1日までごとに1日の最高入場料の200人分に相当する額(その額が52,500円に満たない場合は、52,500円)					その他の催しに使用する場合		1日までごとに1日の最高入場料の200人分に相当する額(その額が52,500円に満たない場合は、52,500円)	

備考 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に7時間を超えて使用する場合をいう。

備考 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に7時間を超えて使用する場合をいう。

(3) テニスコート

区分	使用料		
	単位	一般	高校生以下の者
料金を徴収しない場合	1面につき1時間までごとに	210円	100円
料金を徴収する場合	1面につき1時間までごとに	620円	310円

(3) 総合体育館

ア 貸切使用の場合の使用料

区分	使用料	
	1時間までごとに	1日までごとに
アリーナ	1,040円	6,720円
料金を徴収しない場合	520円	3,360円
アマチュア競技に使用する高校生		

(4) 総合体育館

ア 貸切使用の場合の使用料

区分	使用料	
	1時間までごとに	1日までごとに
アリーナ	1,040円	6,720円
料金を徴収しない場合	520円	3,360円
アマチュア競技に使用する高校生		

改正後					
	場合	場合	徒以下の者		
		その他の催しに使用する場合	1,680円	10,750円	
	料金を徴収する場合	アマチュア競技に使用する場合	一般	2,300円	14,780円
		高等学校生徒以下の者	1,150円	7,390円	
	場合	その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	4,200円	26,880円
		営利を目的とする場合	8,400円	53,760円	
柔剣道場	アマチュア競技に使用する場合	一般	420円	2,680円	
		高等学校生徒以下の者	210円	1,340円	
		その他の催しに使用する場合	630円	4,030円	
多目的ホール	アマチュア競技に使用する場合	一般	310円	2,000円	
		高等学校生徒以下の者	150円	1,000円	
		その他の催しに使用する場合	470円	3,020円	
会議室及び談話室			100円	—	
遊戯室		一般	210円	1,340円	
		高等学校生徒以下の者	100円	670円	

備考

- 1 アリーナをアマチュア競技に使用する場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

改正前					
	場合	場合	徒以下の者		
		その他の催しに使用する場合	1,680円	10,750円	
	料金を徴収する場合	アマチュア競技に使用する場合	一般	2,300円	14,780円
		高等学校生徒以下の者	1,150円	7,390円	
	場合	その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	4,200円	26,880円
		営利を目的とする場合	8,400円	53,760円	
柔剣道場	アマチュア競技に使用する場合	一般	420円	2,680円	
		高等学校生徒以下の者	210円	1,340円	
		その他の催しに使用する場合	630円	4,030円	
多目的ホール	アマチュア競技に使用する場合	一般	310円	2,000円	
		高等学校生徒以下の者	150円	1,000円	
		その他の催しに使用する場合	470円	3,020円	
会議室及び談話室			100円	—	
遊戯室		一般	210円	1,340円	
		高等学校生徒以下の者	100円	670円	

備考

- 1 アリーナをアマチュア競技に使用する場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

改正後				
2 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。				
3 照明を使用する場合又は暖房を使用する場合は、規則で定める照明料又は暖房料を徴収する。				
イ 一般使用の場合の使用料				
区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者	
アリーナ	1人1時間までごとに	100円	50円	
トレーニング室	1人1時間までごとに	120円	60円	
柔剣道場	1人1時間までごとに	100円	50円	
多目的ホール	1人1時間までごとに	100円	50円	
更衣室	1人1回につき	100円	100円	
(4) 屋内相換場				
ア 貸切使用の場合の使用料				
区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者	
アマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	210円	100円	
その他の催しに使用する場合	1時間までごとに		310円	
イ 一般使用の場合の使用料 1人1時間までごとに、一般にあっては100円、高等学校生徒以下の者にあっては50円				
(5) B&G海洋センタープール				
区分	使用料(1人1回につき)			

改正前				
2 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。				
3 照明を使用する場合又は暖房を使用する場合は、規則で定める照明料又は暖房料を徴収する。				
イ 一般使用の場合の使用料				
区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者	
アリーナ	1人1時間までごとに	100円	50円	
トレーニング室	1人1時間までごとに	120円	60円	
柔剣道場	1人1時間までごとに	100円	50円	
多目的ホール	1人1時間までごとに	100円	50円	
更衣室	1人1回につき	100円	100円	
(5) 屋内相換場				
ア 貸切使用の場合の使用料				
区分	単位	一般	高等学校生徒以下の者	
アマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	210円	100円	
その他の催しに使用する場合	1時間までごとに		310円	
イ 一般使用の場合の使用料 1人1時間までごとに、一般にあっては100円、高等学校生徒以下の者にあっては50円				
(6) B&G海洋センタープール				
区分	使用料(1人1回につき)			

改正後				改正前			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後6時から午後9時まで		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後6時から午後9時まで
一般	210円	210円	310円	一般	210円	210円	310円
高等学校生徒以下の者	100円	100円	100円	高等学校生徒以下の者	100円	100円	100円

別表第2 略

別表第2 略

議案第 91 号

盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市立病院の診療科目の名称を変更しようとするものである。

2 改正の内容

市立病院精神科において、統合失調症、依存症等の精神疾患のみならず、認知症等の神経系疾患に由来する精神症状も診療対象としていることを明らかにするため、診療科目のうち「精神科」を「神経精神科」に変更する。

3 施行期日

平成27年11月1日

盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○盛岡市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第44号 改正 略 平成27年10月 日条例第 号</p> <p>盛岡市病院事業の設置等に関する条例</p> <p>第1条及び第2条 〔略〕 (経営の基本)</p> <p>第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 病院の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立病院</td> <td>盛岡市本宮五丁目15番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 診療科目は、内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病・代謝内科、腎臓内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、麻酔科、<u>神経精神科</u>及び歯科とする。</p> <p>4 病床数は、次のとおりとする。 (1) 一般病床 180床 (2) 精神病床 80床</p> <p>第4条から第7条まで 〔略〕 附 則 略 <u>附 則 (平成27年条例第 号)</u> この条例は、平成27年11月1日から施行する。</p>	名称	位置	盛岡市立病院	盛岡市本宮五丁目15番1号	<p>○盛岡市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第44号 改正 略</p> <p>盛岡市病院事業の設置等に関する条例</p> <p>第1条及び第2条 〔略〕 (経営の基本)</p> <p>第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 病院の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立病院</td> <td>盛岡市本宮五丁目15番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 診療科目は、内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病・代謝内科、腎臓内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、麻酔科、<u>精神科</u>及び歯科とする。</p> <p>4 病床数は、次のとおりとする。 (1) 一般病床 180床 (2) 精神病床 80床</p> <p>第4条から第7条まで 〔略〕 附 則 略</p>	名称	位置	盛岡市立病院	盛岡市本宮五丁目15番1号
名称	位置								
盛岡市立病院	盛岡市本宮五丁目15番1号								
名称	位置								
盛岡市立病院	盛岡市本宮五丁目15番1号								